



栄養士だより

重要性は、かつて脚気が時代には、注目されていビタミンB₁の不足によりや心不全が起き、死亡すたからです。また、ビタミンB₁の不足すれば、壞血病を発た。栄養不足によるこれらの病気は、経済の発展とともに、食生活が豊かになり、改善されました。が、飽食時代とすら表現されるようになつた時分から、健康における栄養の重要性は、日常生活から忘れかけられていました。

「特定健診・特定保健指導」
が始まります。

食や、過激なダイエットなどが、現代人の健康を蝕んでいるのです。例えば、エネルギーの摂りすぎによる糖尿病、脂肪肝、痛風、心筋梗塞、狭心症など、いわゆる生活習慣病が重要な課題としてクローズアップされ、「栄養の重要性」が改めて見直されてきています。食生活をはじめとする生活習慣の改善が、今や健康対策の中でも最優先課題となっています。



参考資料 栄養日本2008・1

守ろう！確かめよう！最低賃金！

鹿児島県最低賃金は時間額**619円**です!

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

地域別最低賃金	時間額(円)	効力発生日
鹿児島県最低賃金	619	平成19年10月26日

産業別最低賃金	時間額(円)	効力発生日
電気機械・情報通信機械器具 電子部品・デバイス製造業	677	平成20年1月13日
百貨店、総合スーパー	659	平成19年12月30日
自動車(新車)小売業	681	平成19年12月22日

地域別最低賃金は、県内すべての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金の産業に該当する場合でも、『18歳未満65歳以上の方』『雇入れ後6か月未満で技能習得中の方』『清掃または片付けの業務に主として従事する方』などの場合は、産業別最低賃金の適用はなく、地域別最低賃金が適用されます。

【お問い合わせ先】 鹿屋労働基準監督所 TEL 0994-43-3385